

かけがえのない子どもの明るい未来のために

「いじめ」は、絶対に許さない！

～いじめの現状と学校の取組～

発行
平成29年4月

発行者
北海道立教育研究所
研究・相談部

いじめの定義

いじめは、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」によると、次のように定義されています。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

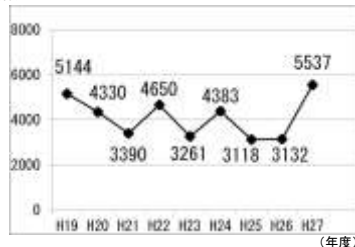
「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

いじめの現状

<いじめの認知件数（公立小・中・高等学校、特別支援学校）>

いじめの認知件数

（件）（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の合計）



参考：「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（北海道）」平成29年3月

学校種	認知件数 (H27年度)	いじめが解消しているもの (解消率)
小学校	3,486件	97.0%
中学校	1,588件	96.0%
高等学校	429件	99.8%
特別支援学校	34件	97.1%
計	5,537件	96.9%

北海道の公立学校におけるいじめの認知件数は、平成25年度から平成26年度は横ばいでしたが、平成27年度は5,537件と増加しました。いじめ発見のきっかけは「アンケート調査など学校の取組により発見」がどの校種でも最も多くなっています。ほかには、「本人からの訴え」「当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え」「学級担任が発見」などがどの校種でも上位を占めています。

なお、いじめの解消率は96.9%であり（全国平均88.6%）、各学校における取組が効果を上げているといえます。

いじめの未然防止の考え方

いじめは、「どこにでも、誰にでも起こり得る」ことから、被害、加害児童生徒だけではなく、全ての児童生徒に対して、いじめの未然防止に向けた教育活動を行うことが必要です。「北海道いじめの防止等に関する条例」においても、いじめの未然防止に取り組むことが学校及び学校の教職員の責務として明示されています。いじめ防止の基本は、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まります。

例えば、授業が学校生活の中心であることを踏まえ、分かる授業づくりを進める、全ての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する、互いのよさを認め合うことができるといった日々の授業改善を進めるなど、教育活動に、友人関係や集団づくり、社会性の育成などに関する活動を取り入れることが考えられます。他の児童生徒や大人との関わりあいを通して、児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことなどが大切になります。

いじめ未然防止モデルプログラム

北海道立教育研究所では、平成26年度から3年間の計画でプロジェクト研究「いじめの未然防止に関する研究」に取り組みました。本研究では、北海道教育委員会のいじめ未然防止モデルプログラム事業に協力し、各学校でいじめの起こりにくい学校づくりを進める際の参考となる「いじめ未然防止モデルプログラム」を作成しました。学校で新たな取組を実施する際や、これまでの取組の改善・充実を図る際などに参考にすることができます。同プログラムは、道研のWebページからダウンロードできます。

☆ <http://www.doken.hokkaido-c.ed.jp/research/ijime/>



いじめの早期発見

いじめの問題は、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであり、学校教育に携わる全ての関係者が、いじめの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。教職員は、児童生徒の表面的な行動に惑わされることなく、内面に思いをはせ、サインを敏感に感じ取ることが必要です。

<児童生徒が発するサイン>

いじめられている児童生徒	いじている児童生徒
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 理由もなく遅刻、早退を繰り返し、欠席も増える。 <input type="checkbox"/> 用事もないのに職員室前の廊下をうろつく。 <input type="checkbox"/> ぼんやりしたり沈んだりしている。 <input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 下を向き、視線を合わせない。 <input type="checkbox"/> 教科書などの持ち物が紛失する。 <input type="checkbox"/> 授業中の失言などを、周囲に嘲笑される。 <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや擦り傷等が見られる。 <input type="checkbox"/> 保健室へ頻繁に来室し、授業の開始間際に教室へ戻る。 <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 先生を避けようとする。 <input type="checkbox"/> 先生によって態度を変える。 <input type="checkbox"/> 行動が乱暴になる。 <input type="checkbox"/> 不平不満が多い。 <input type="checkbox"/> すぐ、むきになる。 <input type="checkbox"/> 服装や外見に見栄を張る。 <input type="checkbox"/> 自分は悪者扱いされていると訴える。 <input type="checkbox"/> 他人は自分より幸せそうだと訴える。 <input type="checkbox"/> だれかが発言すると、野次や冷やかしの声を上げる。 <input type="checkbox"/> 友達との会話の中に差別意識がみられる。

いじめの問題への対応

いじめを認知した際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要です。校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む必要があります。そのためには、いじめアンケートの結果を共有したり、いじめに関する校内研修を行ったりすることが大切です。進学などの際には、学校間においても適切な引継ぎが必要です。

また、家庭や地域社会との連携が重要であることから、日頃から学校のいじめ防止基本方針などの対処方針や指導計画等を公表するなどして、信頼関係と協力体制を築いていくことが大切です。問題が発生した時には、学校は保護者の心情に対する共感的な理解に努め、学校としての取組などについて理解と協力を得ながら一体となって対応していくことが必要です。

さらに、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる、いじめや暴力行為等に関しては、警察と連携した対応が求められます。

<いじめを許さない学校づくり>

「いじめは絶対に許されない」との意識の徹底

- 学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底
 - ・いじめられている児童生徒には、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
 - ・いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導をする。

いじめを許さない学校、学級（ホームルーム）づくり

- 児童生徒一人一人を大切にせる教職員の意識や、日常的な態度が重要
 - ・教職員の言動が児童生徒に大きな影響力をもつことを十分認識する。

いじめの問題への継続的な配慮、指導

- 継続して十分な注意を払い、折に触れて指導が必要
 - ・いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。